

第 2 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

令和5年6月21日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第2回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和5年6月21日(水曜日)

午前9時59分開議

午前11時34分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第9号 財産の無償譲渡について

議案第11号 工事請負契約の締結について

議案第12号 工事請負契約の変更について

議案第13号 専決処分の報告及び承認について

議案第14号 専決処分の報告及び承認について

議案第15号 専決処分の報告及び承認について

議案第16号 専決処分の報告及び承認について

議案第17号 専決処分の報告及び承認について

議案第18号 専決処分の報告及び承認について

議案第19号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第2号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興について

②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果(令和4年度)

出席委員(7人)

委員長 松村 秀逸

副委員長 荒川 知章

委員 坂田 孝志

委員 増永 慎一郎

委員 河津 修司

委員 堤 泰之

委員 星野 愛斗

欠席委員(1人)

委員 城下 広作

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 亀崎 直隆

総括審議員

兼河川港湾局長 村山 英俊

政策審議監 久原 美樹子

道路都市局長 宮島 哲哉

建築住宅局長 小路 永守

監理課長 森山 哲也

用地対策課長 下崎 浩一

土木技術管理課審議員 井崎 宗広

道路整備課長 奥 山 和 弘  
道路保全課長 高 橋 慶 彦  
都市計画課長 松 田 龍 朋  
下水環境課長 弓 削 真 也  
河川課長 仲 田 裕 一 郎  
港湾課長 倉 光 宏 一  
砂防課長 植 野 幹 博  
建築課長 上 野 美 恵 子  
営繕課長 折 田 義 浩  
住宅課長 今 福 裕 一

事務局職員出席者

議事課主幹 石 野 公 浩  
政務調査課主幹 内 布 志 保 美

午前9時59分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから、第2回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今年度、建設常任委員長を務めさせていただきます松村秀逸でございます。よろしくお願いいたします。

建設常任委員会は、復興事業、また、災害からの復興事業、都市圏における都市計画や道路整備、公共インフラ整備、河川の整備、また、治水対策、港湾の管理等々、広範囲に及ぶ土木行政についての委員の皆様活発な御意見をいただき、熊本の発展につなげてまいりたいと思います。

今年度1年間、荒川副委員長とともに、誠心誠意、円滑な委員会運営に努めてまいりますので、委員各位の皆様方には御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

また、土木部長をはじめ執行部の皆様方には、御協力をよろしくお願いいたします。私の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

す。

続いて、荒川副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○荒川知章副委員長 皆様、おはようございます。

今年度、建設常任副委員長を務めさせていただきます荒川知章でございます。

これから1年間、松村委員長を補佐し、円滑な委員会の運営に精いっぱい努めてまいりますので、委員各位並びに執行部の皆様におかれましては、御協力のほどよろしくお願いいたします。申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 ありがとうございます。

本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でございます。初めに、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

自己紹介は、課長以上について自席からお願いいたします。

それでは、亀崎土木部長から順次お願いいたします。

（土木部長、河川港湾局長～住宅課長の順に自己紹介）

○松村秀逸委員長 ありがとうございます。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明後、一括して受けたいと思います。

委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

また、執行部の説明は、着座のままで簡潔にお願いします。

まず、土木部長から付託議案等も含めて総括説明を行い、続いて、担当課長から主要事

業について資料に従い説明をお願いいたします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 それでは、着座にて失礼します。

今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告いたします。

まず、令和2年7月豪雨災害への対応についてでございます。

土木部所管の公共土木施設の災害復旧事業につきましては、県と市町村を合わせて、3月末時点で、契約率が約94%、完了率が約75%となりました。引き続き、一日も早い復旧に向けて取り組んでまいります。

また、球磨川水系の県が管理します支川におきましては、出水期前に掘削が必要な約13万立方メートルの掘削を5月末までに完了しております。

次に、熊本地震からの創造的復興についてです。

県道熊本高森線4車線化事業につきましては、3月、熊本市桜木から益城町広崎までの約800メートルの区間におきまして、当事業初となる4車線での供用を開始いたしました。

引き続き、益城町と連携し、4車線化事業及び土地区画整理事業の完了に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、五木村、相良村の振興についてです。

五木村、相良村の振興策につきましては、知事出席の下、5月21日に相良村、6月4日に五木村で、それぞれ村民説明会を開催いたしました。

土木部といたしましては、この両村の振興策に基づき、安全、安心を確保する生活基盤の整備として、川辺川の河川整備や国道445号をはじめとした道路改良など、村民の皆様

の御意見を踏まえながら着実に推進してまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積への対応についてです。

セミコンテックパーク周辺の渋滞解消や新たな交通需要への対応については、県道大津植木線の多車線化などの取組に加え、中九州横断道路と企業集積地を結ぶ新たなインターチェンジの設置など、抜本的な対策についても検討を進めております。

これらの取組には、国の強力な財政支援が不可欠であることから、国への要望を重ねながら、半導体産業集積の拠点性を支える道路ネットワークの具体化にスピード感を持って取り組んでまいります。

次に、土木部における令和5年度当初予算の概要について御説明いたします。

一般会計の予算額は、1,039億900万円余を計上しており、対前年度比108.6%となっております。

特別会計等は、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業会計の4つの合計で86億3,700万円余を計上しており、対前年度比113.5%となっております。

一般会計及び特別会計等を合わせた予算額は、1,125億4,700万円余であり、対前年度比109%となっております。

令和2年7月豪雨及び熊本地震からの創造的復興、10分・20分構想の推進や熊本都市圏渋滞対策などの将来に向けた地方創生の取組について、引き続き、しっかりと進めてまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関係議案2件、条例等関係議案10件、報告関係6件でございます。

今回の補正予算につきましては、港湾補修

事業費の国庫補助の増額に伴う経費など、1億3,100万円余の増額補正をお願いしております。

条例等議案につきましては、財産の無償譲渡について1件、工事請負契約の締結について1件、工事請負契約の変更について1件、専決処分の報告及び承認案件7件の計10件の御審議をお願いしております。

報告案件につきましては、繰越関係6件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、緑の流域治水の推進と五木村・相良村の振興についてなど2件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、一日も早い災害からの復旧、復興、国土強靱化をはじめとした各事業の推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、令和5年度主要事業及び新規事業説明資料、建設常任委員会説明資料、その他報告事項2件を準備しております。また、令和5年度公共事業等費用負担調書は参考資料としてお配りしております。後ほど御覧いただければと思います。

それではまず、お手元の令和5年度主要事業及び新規事業説明資料をお願いします。

1ページから6ページまでは、令和5年度の土木部役付職員名簿でございます。

8ページをお願いします。

土木部関係組織図でございます。

右上表のとおり、本庁は、3局13課、1課

内室、50班。出先機関は、広域本部、地域振興局に11の土木部及び益城復興事務所で46課、62班。他事務所は、ダム管理所、港管理事務所が7機関4課でございます。

主な組織改正として、8ページ、道路整備課に、熊本都市圏の高規格道路の実現に向けた取組を進めるため、高規格道路推進班を新設しております。

また、9ページ右上、県北広域本部に、半導体関連企業周辺の基幹道路の整備や中九州横断道路用地の代行取得を進めるため、用地第二課及び工務課道路第二班を新設しております。

10ページをお願いします。

令和5年度当初予算資料でございます。

上の表1段目、本年度予算額は、一般会計の普通建設事業のうち、補助事業444億7,000万円余、県単事業256億7,200万円余、直轄事業144億7,000万円余。災害復旧事業のうち、補助事業90億円余、県単事業5億5,100万円、消費的経費97億4,300万円余。特別会計等、86億3,700万円余。合計1,125億4,700万円余となっております。

各課別の内訳は下の表のとおりです。

11ページは、令和5年度当初予算総括表です。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の予算額とともに財源内訳を記載しています。

表右側、当初予算額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金292億100万円余、地方債515億2,400万円、その他132億7,500万円余、一般財源185億4,600万円余となっております。

以上が土木部の令和5年度当初予算の状況です。

12ページをお願いします。

ここからは、主要事業及び新規事業となります。

監理課分について説明いたします。

建設産業新3K推進プロジェクト事業で

5,800万円余を計上しています。

これは、地域の安全、安心を支える建設産業の担い手確保のため、技術者等の育成、定着に取り組むとともに、建設産業の3Kを新3Kに転換するための各種施策を実施するものです。

(1)「建設産業の力」発信事業は、高等学校や建設業界と連携し、学生を対象とした工事現場見学、現場実習などの体験型事業、児童生徒や教職員、保護者をターゲットに、建設産業の理解を促進する広報などを行います。

(2)の建設産業働き方改革・人材育成支援事業は、働き方改革や人材の確保、育成に取り組む建設企業や建設関係の資格取得に取り組む高等学校を支援するものです。

(3)建設産業若手人材確保緊急対策事業は、高校3年生を主なターゲットとする企業説明会を開催し、個別企業の実態や魅力などを伝え、若手人材の就職を促すものです。

監理課は以上です。

○下崎用地対策課長 用地対策課でございます。

13ページをお願いします。

用地対策課の新規事業としまして、2点御説明いたします。

まず1点目は、上段の行政代執行事業で、予算額は2,000万円でございます。

これは、熊本市施工の都市計画道路事業において、明渡しの期限を超過しても土地の引渡しに応じない移転義務者に対し、土地収用法及び行政代執行法の規定に基づき、行政代執行を実施するものでございます。

行政代執行の実施に当たりましては、熊本市へ業務を委託する予定でございまして、業務委託に要する経費を計上しております。

次に、2点目でございます。

下段の用地先行取得事業で、予算額は4億円でございます。

これは、中九州横断道路のうち、今年度から国が用地買収に着手する大津熊本道路の整備加速化を図るため、国の委託を受けて、県が先行買収を行うものでございます。

用地対策課は以上です。

○井崎土木技術管理課審議員 土木技術管理課でございます。

14ページをお願いいたします。

CALS/EC事業として、1億5,600万円余を計上しています。

これは、高度情報化推進のため、施設台帳等のデータを一元管理する施設管理データベースシステムなど、各種システムの適切な維持管理や運用等を行うものです。

まず、(1)の施設管理データベースシステムは、土木部各課が管理している工事図面、地質データや各種施設台帳等の情報を一元的に管理し、情報通信ネットワークを利用して、企業や県民等と情報共有していくためのシステムであり、その構築に要する経費です。

次に、(2)の工事進行管理システムは、委託や工事の入札から竣工までの事務手続の進捗管理をサポートするシステムであり、その維持管理等に要する経費です。

最後に、(3)の電子納品・保管管理システムは、工事などの完成時に納品される電子データ成果品の保管管理をサポートするシステムであり、その維持管理等に要する経費です。

土木技術管理課は以上です。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

16ページをお願いいたします。

1段目の道路改築事業ですが、35億6,900万円を計上しております。

これは、国庫補助事業により地域高規格道路の整備を行うもので、熊本天草幹線道路の

国道266号大矢野道路及び国道324号本渡道路Ⅱ期の整備を行うものです。

次に、2段目の地域道路改築事業ですが、102億900万円余を計上しております。これは、国道、県道の現道の拡幅や線形改良、またはバイパスなどの整備を行う事業で、国道445号ほか15か所及び芦北坂本線ほか100か所を行うものです。

また、令和2年7月豪雨関連として、国道445号の整備を行うものです。

次に、3段目の道路計画調査ですが、8,700万円を計上しております。

これは、地域高規格道路整備に向けて検討すべき路線、区間に関する調査費で、熊本天草幹線道路ほか2か所を行うものです。

17ページをお願いします。

1段目の単県道路改築事業ですが、8億4,300万円余を計上しております。

これは、県道の小規模な整備を行う事業で、県道北里宮原線ほか49か所の整備を行うものです。

また、令和2年7月豪雨関連として、国道445号ほか1か所の整備を行うものです。

最後に、橋りょう補修事業ですが、37億200万円余を計上しております。

これは、老朽化した橋梁の補修等を行う事業で、通常分の道路施設保全改築費、橋梁補修分として国道219号、新萩原橋ほか47か所、単県橋りょう補修費として国道218号、川内2号橋ほか75か所の補修、補強等を行うものです。

道路整備課は以上です。よろしく申し上げます。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

18ページをお願いします。

まず、1段目の道路災害防除事業でございますが、令和5年度の予算額は、7月豪雨も含めまして19億3,900万円余となっております。

す。

これは、落石、斜面崩壊等の自然災害の発生のおそれある道路危険箇所において、防災対策を実施するものであります。

(1)は国庫補助事業により、(2)は単県事業により実施します。(3)は令和2年7月豪雨の単県道路災害防除費は、災害復旧事業の対象とならない道路の防災対策を実施するものです。

2段目の交通安全施設等整備事業でございますが、36億2,800万円余の予算となっております。

これは、道路利用者が安全で快適に利用できる道路空間の構築を目標に、歩道整備、交差点改良及び防護柵等の交通安全施設対策を実施するものです。

(1)は、国庫補助事業により、通学路及び未就学児の集団移動経路の安全対策等を実施するもの、(2)は、国庫補助の対象とならない歩行者の安全対策を実施するもの、(3)は、摩耗した区画線等の更新を行うもの、(4)は、令和2年7月豪雨分として、五木村ほか3市町村の安全対策を実施するものです。

19ページの1段目の道路施設修繕事業でございますが、104億8,100万円余の予算となっております。

これは、道路施設の補修や更新を計画的に実施し、道路機能の確保と沿道環境の保全、再生を図るものです。

道路保全課は以上です。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

20ページをお願いします。

1段目の景観整備推進費ですが、3,300万円余を計上しております。

これは、良好な景観形成を図るため、景観法や景観条例等に基づき、景観指導や緑化、景観形成活動の支援等を行うものです。

次に、2段目の都市交通調査費ですが、1億4,100万円余を計上しております。

これは、熊本都市圏における将来の総合的な都市交通計画を策定するための調査、検討を行うものです。

次に、3段目の都市計画調査費でございますが、5,600万円余を計上しております。

これは、都市計画の決定、変更に向けた調査等を行うものです。

21ページの1段目の土地区画整理事業費ですが、29億9,400万円余を計上しております。

これは、熊本地震関連としまして益城中央地区、また、令和2年7月豪雨関連としまして人吉市の青井地区について、災害からの復興に向けた被災市街地復興土地区画の整備を行うものです。

次に、2段目の街路整備事業費ですが、31億9,900万円余を計上しております。八代市の南部幹線などの都市計画道路の整備等を行うもの、また、熊本地震関連としまして、熊本都市圏東部地域の復興に向けた益城中央線の整備、いわゆる県道熊本高森線を4車線化するものです。

最下段の都市公園整備事業費ですが、7億円余を計上しております。

これは、熊本県民総合運動公園等の都市公園における施設整備や老朽化施設の改修等を行うもの、また、熊本県民総合運動公園のアクセス改善対策や公園機能強化検討等を行うものです。

都市計画課は以上です。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、まず、一般会計について御説明いたします。

資料の22ページをお願いします。

1段目の熊本県生活排水処理構想策定事業

で3,000万円を計上しております。

これは、下水道整備に関する総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画を改定するための費用です。

次に、2段目の生活排水対策総合促進事業で100万円余を計上しております。

これは、令和3年度に策定したくまもと生活排水処理構想を推進するための広報資料の作成等に要する費用です。

次に、3段目の浄化槽整備事業で1億1,600万円余を計上しております。

これは、主に浄化槽の設置者に補助を行う市町村に助成を行うもので、熊本地震や令和2年7月豪雨関連分を含んでおります。

23ページの1段目の農業集落排水施設整備事業と2段目の漁業集落排水施設整備事業で、それぞれ1億5,300万円余と4,700万円余を計上しております。

これは、農村や漁業集落の生活環境の改善を図ることを目的に、市町村が排水処理施設等の整備を行うものです。

次に、流域下水道事業会計について御説明いたします。

本県では、熊本北部、球磨川上流、八代北部の3つの流域下水道を運営管理しておりますが、いずれも令和2年度から公営企業会計を適用しております。

3段目の流域下水道建設事業で14億5,800万円余を計上しております。

これは、熊本北部流域下水道の設備老朽化による改築更新費用でございます。

24ページをお願いします。

1段目の流域下水道維持管理事業で32億8,800万円余を計上しております。

これは、指定管理者の委託料など施設を適切に管理するための費用です。

下水環境課は以上です。

○仲田河川課長 河川課でございます。

26ページをお願いいたします。



まず、1段目の河川事業で31億7,100万円余を計上しております。

これは、流域のあらゆる関係者の協働の下、河川管理者が実施する対策として、堤防、遊水地整備などのハード対策や河川管理施設の延命化措置を行うもので、潤川ほか16か所で実施いたします。

次に、2段目の海岸事業ですが、3億5,900万円余を計上しております。

これは、高潮や波浪等による被害からの海岸後背地を守るため、堤防、護岸などの海岸保全施設の整備及び老朽化した施設の機能回復、強化を行うもので、新地海岸ほか7か所で実施いたします。

次に、3段目の堰堤改良事業で3億6,400万円余を計上しております。

これは、ダム及びダム管理施設等の機能を回復または向上させ、故障等の障害発生リスクを軽減するために、大規模な改良、更新を行うもので、上津浦ダムほか4ダムで実施いたします。

27ページの単県河川海岸事業で102億800万円余を計上しております。

(1)の単県河川改良費においては、大鞍川ほか50か所の河川整備や油谷川ほか5か所の宅地かさ上げを実施いたします。

(4)の単県河川掘削事業費において、河川の流下能力を確保するための土砂の掘削を川辺川ほか92か所で行うなど、河川及び海岸の良好な維持管理を実施いたします。

(5)の治水堤防費において、既存の河川管理施設や海岸保全施設の延命化を図るための補修、修繕を行います。

河川課は以上です。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

28ページをお願いいたします。

1段目の国庫補助の港湾改修事業として9億6,900万円余を計上しております。

これは、田浦港ほか9港におきまして、港

湾施設の改良等を行うものでございます。

次に、2段目の県単独の港湾改修事業として17億6,400万円余を計上しております。

これは、補助の採択とならない港湾施設の改良やしゅんせつ等を行うものでございます。

次に、3段目の港湾環境整備事業費として1億500万円を計上しております。

これは、長洲港において、しゅんせつ土砂の受入先となる土砂処分場の整備に係る調査等を行うものでございます。

次に、最下段の港湾調査費として1億4,800万円を計上しております。

これは、三角港ほか4港におきまして、事業を円滑に行うための調査等を行うものでございます。

29ページの1段目の港湾施設保安対策事業費として9,800万円余を計上しております。

これは、八代港、熊本港、三角港における国際港湾施設の保安対策を行うものでございます。

次に、2段目の海岸高潮対策事業費として1億3,500万円余を計上しております。

これは、県管理海岸におきまして、海岸保全施設の防災機能を確保するための改修等を行うものでございます。

次に、最下段の空港管理費として3億8,700万円余を計上しております。

これは、天草空港の管理運営及び整備、修繕を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計におきまして、1段目の施設管理費として7億6,200万円余を計上しております。

これは、県管理港湾の管理運営及び修繕を行うものでございます。

次に、2段目の県管理港湾施設整備事業費として10億2,200万円を計上しております。

これは、八代港、熊本港のコンテナターミナル施設の整備及び調査等を行うものでござ

います。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計において、最下段の八代臨海工業用地造成事業費として6,000万円余を計上しております。

これは、八代港臨海工業用地の臨港道路の補修及び管理を行うものでございます。

31ページの1段目の熊本港臨海用地造成事業費として1,200万円余を計上しております。

これは、熊本港臨海用地の管理等を行うものでございます。

港湾課は以上でございます。

○植野砂防課長 砂防課でございます。

32ページをお願いします。

1段目の砂防事業は61億4,400万円余で、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤や流路工等を整備するものです。また、既存の施設の長寿命化を図るための改築も行います。

(1)通常砂防事業では、岩戸川ほか11か所を、(2)火山砂防事業では、本村川2ほか15か所を予定しています。

熊本地震関連では、(5)火山砂防事業で外牧川を予定しております。令和2年7月豪雨分として、(6)通常砂防事業で行徳川ほか1か所を、(7)砂防激甚災害対策特別緊急事業で川内川ほか16か所を、(8)単県砂防事業で小田川、(9)特定緊急砂防事業で管無田川ほか1か所を予定しています。

2段目の地すべり対策事業は3億2,800万円余で、地滑りによる被害を防止、軽減するため、地下水排除工等を実施するものです。

(1)地すべり対策事業で川内田地区ほか2か所を、熊本地震関連では、(4)の地すべり対策事業で白谷地区を予定しています。

33ページの1段目、急傾斜地崩壊対策事業は16億2,800万円余で、崖崩れ等による急傾斜地の崩壊を防止するため、擁壁工やのり面保護工等を実施するものです。

(1)急傾斜地崩壊対策事業では大ノ根平地区ほか12か所を、(3)単県急傾斜地崩壊対策事業では下本分地区ほか29か所を予定しております。

2段目のソフト対策事業は1億6,800万円余で、土砂災害に対する警戒避難体制の整備、強化を図るため、(2)砂防関係基礎調査事業で、土砂災害警戒区域指定のための調査を、(3)危険区域からの移転促進事業で、土砂災害特別警戒区域に居住する方の安全な地域への移転費の助成を行うこととしております。

砂防課は以上です。

○上野建築課長 建築課でございます。

34ページをお願いします。

まず、1段目の盛土対策基礎調査事業でございますが、4,700万円を計上しております。

これは、令和4年5月に公布されました宅地造成及び特定盛土等規制法、通称盛土規制法に基づき、盛土等によって人家等に被害を及ぼし得る範囲を規制区域として指定するための調査を行うものです。

次に、2段目のくまもとアートポリス推進費でございますが、900万円余を計上しております。

これは、プロジェクト事業の推進や県内の建造物を表彰する顕彰事業、見学会や講演会等の開催により人材育成等を行うものです。

次に、3段目の建築物防災対策推進事業ですが、500万円余を計上しております。

これは、主に耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の耐震設計や耐震改修に対する助成などにより、民間建築物の耐震化を促進するものです。

最後に、4段目の建築確認関連DX推進事業でございますが、1,900万円余を計上しております。

これは、建築確認に係る公開情報や手続を

電子化することにより、県民の利便性の向上と業務の効率化を図るものでございます。

建築課は以上です。

○折田営繕課長 営繕課でございます。

35ページをお願いします。

県有施設保全改修費ですが、7億8,100万円余を計上しております。

これは、総合庁舎等の県有施設につきまして、外壁改修やエレベーター改修などの小規模な改修工事を計画的に実施し、長寿命化やライフサイクルコストの低減等、県有施設の効率的な保全を推進するものです。

なお、新築工事や大規模な改修工事につきましては、別途、各施設の所管課が予算要求を行い、所管課からの施工依頼を受けて営繕課で工事を実施しております。

営繕課は以上です。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

36ページをお願いいたします。

まず、1段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費ですが、1億円余を計上しております。

これは、高齢者向けにバリアフリー化し、生活支援サービスを備えた賃貸住宅を供給する民間事業者に対して補助を行い、高齢者向け賃貸住宅の整備を促進させるものです。

2段目の公営住宅ストック総合改善事業費ですが、8億1,400万円余を計上しております。

これは、現在管理している県営住宅を有効に活用するため、長寿命化を図るための外壁改修など計画的な修繕等を行うとともに、室内の段差解消など良好な居住環境を確保するものでございます。

3段目の空き家等対策総合支援事業ですが、600万円を計上しております。

これは、空き家対策の専門家である空き家利活用マネージャー等の活用など、市町村が

主体的に取り組む空き家対策を支援するものでございます。

住宅課は以上です。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、主要事業等について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明してください。

それでは、質疑ありませんか。

○増永慎一郎委員 聞いたことなんですけれども、用地対策課、13ページ、用地先行取得事業、これは、大津熊本道路の早期開通のために先行してやるということなんですけれども、これをやることによって、もともと想定よりもかなり早くこの道路ができるのかどうか、それからまた、非常に何かあの辺は地価が上昇して、なかなか難しいという話も聞いていますけれども、そういう状況とかちょっと教えていただければと思います。

○下崎用地対策課長 この大津熊本道路につきましては、交通ネットワークの形成でございますとか、あるいはT SMCの進出に伴います交通渋滞緩和対策としまして非常に緊急性が高いと認識をしております。そういったことから整備の加速化を図るために、国に協力しまして、県も用地先行取得に取り組むということとしております。

それと、2点目でございますけれども、合志市と菊陽町につきましては、非常に最近地価が高騰しているという状況でございます。そういった状況からも、一年でも早く事業用地を取得しまして、城下委員の一般質問もございましたけれども、一年も早く用地を取得しまして、速やかに工事に着手できるような

取組を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○増永慎一郎委員 人あたりは、これは、多分合志市とかがきちんと、何か市がやられると思うんですけども、そういった人の手当てとかは、何かこの前聞いたら、なかなか大変よねという話を聞いたんですけども、そういった部分はどうなんですかね。

○下崎用地対策課長 しっかりとした体制を組むために、今年度、県北広域本部の土木部に用地第二課を新設したところでございます。この用地第二課は、中九州横断道路をはじめ、T SMCの関連道路の用地取得を速やかに進めるということから新設をいたしております。

体制としましては、課長以下10名体制を取っております。7月から中九州横断道路の用地取得に当たるという予定であります。

以上です。

○増永慎一郎委員 T SMCの進出に関して、全体的に渋滞対策のために、いろんなことを今一生懸命やられているんですけども、これは提案なんですけれども、土木部全体で、益城が地震があったときに、今益城復興事務所がつけられていますけれども、それぐらいのはまりを持って、特に、T SMC進出に関してのそういったきちんとした何か部署みたいなもの、出先、こういったのもやっぱり考える必要があるのではないかなと思うんですけども、これは一応要望なんですけれども、ぜひそういった形で、国とか、または県のやる気度、これを見せるためにも、そういうのが私は必要じゃないかというふうに思います。

益城が今非常に4車線化と区画整理事業、これを一生懸命やられているというふうな、まず一番最初に復興事務所をつくられたとい

うことで、かなり県民の感じ方も違いますし、県のやる気度も違ってきますし、また、スムーズにいきますので、市とかにお願いをするだけではなくて、やっぱりきちんと出先というか、きちんと県で人材を集めて、そしてそれに集中投下していくというのは非常に大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう一つだけいいですか。

18ページ、道路保全課、私、前回は建設常任委員会に在籍させていただいたんですけども、そのときに、白線とかの引き直しを、今回非常にお金を出してやるということでお話をしてありました。多分この部分だと思うんですけども。

いろんな要望が私たちに来ます。白線を引き直してくれとか、センターラインをきちんとやってくれとか、横断歩道を引き直してくれとか。そういった部分に関して、今年度は非常に県としてはお金を余分に使って、今までよりも余計に出して、きちんとやるようになってますよという話はしているんですけども、実際、町とか出先とか、そういったところに関して、どこをやるのかとか、これは入っているのかというのがなかなか分かってないみたいなんです。

私たちも、地域の人たちに言われて、ここは、するとという話を聞くので、よければ、もう計画がある部分に関しては、きちんとそれぞれの自治体が分かるようにしとっていただいたほうがいいなと思うんですけども、そういった部分に関しては。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

今、増永委員がおっしゃったとおり、今年度は、白線の緊急対策費用としまして、3億5,900万円を認めていただいております。それにつきまして、4月から各振興局に必要な箇所の調査をいたしております。既にもう6

事務所は6本ぐらい発注してあるんですけども、今の御意見を踏まえまして、改めて、市町村様ともちょっと施工箇所についてのすり合わせをした上で、確実に漏れないような形で執行させていただきたいと思っております。

以上です。

○増永慎一郎委員 これは、国からこういった形でやるという形で、それぞれの市町村あたりには、こういった予算を県が余分にとったので、市町村のいろんな土木予算とかにはもう増やすというようなことはあっているんですか。

○高橋道路保全課長 今回お認めいただいた予算につきましては、国からじゃなくて、これは単県事業になってございまして、国からは通常の補修予算とかもございまして。例えば、舗装補修をする場合も、一旦舗装を剥ぎますので、当然区画線も消えます。そのとき改めてその費用で引いたりしますけれども、今回の緊急措置につきましては、単県事業で別枠という形で実施させていただいております。

○増永慎一郎委員 いや、市町村道ですね、県道がきれいになれば、当然そっちのほうがいいろいろまた何か言われてくるんじゃないかなと思うので、一応確認で今聞いたんですけども、とにかく情報を流していただいて、ここはやる、ここはやらないとかいうのが早めに分かれば、それなりに別にお願いをしたりとか、あと、町も県がきちんとやることによって追従して、また予算をつけられるということもあるかもしれませんが、ぜひその辺は情報発信を早くよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 答弁いいですね。

○増永慎一郎委員 はい。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 盛土等、熱海の土石流でありましたが、法律が施行されているいろいろやっていると思うんですが、これは砂防課、建築課、どっちかな、熊本県の管内で盛土規制に触れるような箇所があるんですかね。そこを是正命令か何かやって対応しているんでしょうか。

○上野建築課長 建築課でございます。

盛土規制法の施行に関しましては、本日、資料の34ページで御説明しましたように、盛土対策基礎調査事業ということで、建築課のほうで予算を計上させていただいております。

今の坂田委員の御質問でした、県内で危険な盛土があるのかということに関しましては、令和3年に熱海の災害が起きましたときに、県下全域で全国調査と、あと、県独自の調査を実施いたしまして、危険な盛土等がないかどうかというのを調査しております。

その際、3件ほどだったかと思いますが、危険性があるかもしれないというようなところが発見されておりますが、それらにつきましては、いろいろな法律の規制の中で既に指導等ができておまして、全て改善がなされているというものになっております。ですので、今現在では、危険な盛土ということで熊本県内にあるものというのは確認されておられません。

以上でございます。

○坂田孝志委員 ちゃんと是正されているわけですね。いや、これは建築課なんですか。

当時は砂防で何かやってたでしょう。いつからそうなったんですか。

○上野建築課長 建築課でございます。

こちらの事業につきましては、当初、土砂災害が発端ということで砂防課が中心になって動いていただいております。

国のほうで法律が改正になりましたときに宅地造成等規制法という、もともと宅地造成に伴って土砂が流出することを防ぐための法律がございまして、そちらを建築課で所管しておりました。宅地造成規制法を全面的に改正をして、通称で言いますと盛土規制法という法律になりましたので、建築課のほうを中心に動かせていただいております。

ただ、法律の改正によって、宅地造成だけではなく、あるいは農地とか山林とか、そういったところも規制の対象というふうになっておりますので、土木部だけではなく、農林水産部も含めて連携して進めていくということにしております。

以上でございます。

○坂田孝志委員 分かりました。

あわせて、そういう危険な箇所、イエローゾーンとかレッドゾーンとか、移転の費用も県で見えておりますですね。そういう危ないところからの移転の作業なんかは進んでおりますですか。これは砂防ですか。

○植野砂防課長 砂防課でございます。

レッドゾーン、イエローゾーン、土砂災害のおそれのある地域を指定区域への指定を進めてきております。これまでに県内で約2万3,000か所の区域指定を終わっております。そして、今年度末までに、あと、4,000か所を追加して、全部で2万7,000か所指定する予定で作業を進めてきております。

その中で特に危険度の高いレッドゾーン、そこにある人家については、安全な地域へ移

転してもらうのが一番いい対策ですので、それについては、県で移転費用などを補助しております。平成27年度から住宅移転事業として実施してきております。これまでに約145件程度をこの制度を利用して移転をいただいております。

今年度予算でも30件分の予算を計上してきておまして、引き続き、これを活用して安全な地域へ移転していただくように周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○坂田孝志委員 それは、今の33ページの一番下のところですか。移転費助成、これに当てはまるんですか。

○植野砂防課長 おっしゃったとおり、この33ページの一番下です。

以上です。

○坂田孝志委員 やはりそういう危険なところから、地震や大雨やいろいろありますから、それが、地主、家主、そういう方との意見調整が必要でしょうから、ぜひそれがスムーズに進むように、さらに進めていく。

これは市町村もやっぱり関係しますよね、一緒になってしめせんと。300万ぐらいじゃなかなか移転も難しいけどですね——前言ったけれども、あとの残った土地を市町村なり県なり、そこを取得して、そうすると、その移転の費用にも充てられると。もう残りは使えませんかから、何かさらに進める方策を見いだしていただきたいと思います。

市町村ともよく意見交換といいますか、すり合わせをされてください。

○植野砂防課長 砂防課でございます。

おっしゃったように、今300万円が上限での補助になっております。実質移転するには、その一部にしかありませんけれども、少

しでも移転の費用を負担するためということにしておりますけれども、さらにこれを活用しやすくなるように、移転をよりしやすくなるように、いろいろ国の補助等も今要望しております、引き続き、よりよい制度になるように検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○坂田孝志委員 分かりました。

○河津修司委員 36ページの空家等対策総合支援事業ですか、この予算が600万円ぐらいですが、これは市町村の要望もかなり上がっているんじゃないかと思うんですが、この予算で足りるんですか。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

この事業、今計上させていただいている事業については、県が行う事業になっておまして、もともと空き家対策促進の法律については、各市町村が主体的に事業をしていただくということになっております。その市町村においては、国のほうの交付金を活用させていただいて、いろんな活用とか解体とか、そういうものは各市町村で事業を行っていただいております。

以上です。

○河津修司委員 いやいや、だから、この事業は市町村とは関係ないんですか。

○今福住宅課長 住宅課でございます。失礼しました。

まず、(1)については、空き家になったところをどういうふう活用しようとか各市町村で調べられます。その際に専門家を派遣させていただいております。その専門家を派遣する事業として県分で半分、ここで補助をさせていただいております。

それから、(2)の空家活用促進モデル事業については、各市町村さんで移住、定住を進められているような部署もございます。そういうところでモデル的に施設を改修されて、例えば、交流施設ですとか、移住、定住のお試しの施設ですとか、そういう施設をモデル的に建設される際の補助として一部を支援させていただいております。

以上です。

○河津修司委員 この予算というのは、前から同じ額を補助しているというか、市町村に出している、この事業としてやっているわけですか。何か額が下がったとかそういうことはないんですか。

○今福住宅課長 住宅課です。

1番の空き家専門家の派遣については、昨年度が約100万円強の金額でしたけれども、今年度は、各市町村さんがよく活用したいという御要望いただいておりますので、その分追加をさせていただいて計上させていただいております。

あと、2番のモデル事業については、昨年度が500万円ですが若干今回は下がっているんですけれども、各市町村さんで、まずモデル的にできる事業を掘り起こさせていただいて、それに見合うだけの金額を今準備しているところです。

○河津修司委員 市町村も、空き家が何しろ増えているものですから、何とか改築したり、いろいろやって貸し出していきたいという希望はあるんですよね。ただ、県からもやっぱりそこら辺はしっかり支援していただかぬと、なかなか市町村だけで、数も増えている中で、対策としてしっかりやれないところもありますものですから、しっかりその辺の予算をお願いしたいと思います。

○今福住宅課長 住宅課です。

すみません、私ども住宅課のほうと、あと、私ども以外に地域振興課のほうで、昨年度、空き家を統合的に活用できる空き家バンクの設立をされております。そういうものとか、あと、空き家改修についても補助を一部されておりますので、そういうものと併せて活用していただければと思っております。

○河津修司委員 分かりました。

○松村秀逸委員長 いいですか。

○河津修司委員 はい、いいです。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。

○堤泰宏委員 20ページの都市交通調査費の件なんですけれども、2段目、こちらは10分・20分構想を前提として行われるのかなと思ったんですが、そのところと当然市町村との協力になると思うんですけれども、こういった形で進められるのが1点、もう一点が、前回このような調査をされた経緯というか、以前にされたことがあるのかどうかということの時期が、もし分かればお願いいたします。

○松田都市計画課長 都市交通調査費1億4,100万円余を計上しておりますが、こちらは令和7年度を目途に策定を進めておる熊本都市圏の都市交通マスタープラン、これを策定するための調査になります。

主なものはアンケート調査になりまして、これは、事務局は県と熊本市になりますが、対象市町村は2市6町1村ほどになります。実施主体は、そういったことで県と熊本市でやっております。

それから、100万人の居住者、この都市圏

いらっしゃいますが、その1割程度の方々からアンケートをいただいて、1日の交通行動を把握するという調査になります。

2点目の御質問ですが、過去においては、今回この調査は5回目の調査になっております。これは、国のほうでしっかりマニュアル化されておりました、全国的に調査の手法については統一的なやり方になっておりますので、前回、前々回も同様な調査を行っております。

以上です。

○堤泰宏委員 アンケート調査ということで、住民の方に対して、こういう要望、意見等を聴かれるということだと思んですけども、発表というか、取りまとめの目標時期というのは大体決まっていますか。

○松田都市計画課長 調査の内容について少し詳しく御説明しますと、これは、アンケート調査では、要望とかの調査ではなくて、1日の行動、こういった行動、例えば、通勤するに当たって車だけを使われているのか、あるいは公共交通でも乗換えをされていかれているのか。今の通勤だけですけれども、あと、買物とか通学とか、いろんな目的によって交通行動が変わってまいります。そういったお一人お一人の交通行動をアンケートという形で我々が把握するという調査内容になってございます。

以上です。

○堤泰宏委員 発表時期はいつぐらいを見込んでいらっしゃいますか、取りまとめとか。

○松田都市計画課長 この調査結果については、まず、調査についてはこれからということで、内容を分析しまして、発表時期については未定なんですけれども、まとめ次第発



表させていただきたいと思っております。遅くとも年度内か年度をまたぐか程度の時期になるかと思えます。

○松村秀逸委員長 いいですか。

○堤泰宏委員 ありがとうございます。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。一—ありませんね。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、質疑を終わります。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

質疑については、執行部の説明終了後、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、担当課長から順次説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

建設常任委員会説明資料をお願いします。

1 ページ、令和5年度6月補正予算について説明します。

今回の補正予算は、国庫内示に伴う事業費増に係る予算、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に係る予算等を計上しています。

上の表、2 段目、今回補正額は、一般会計の普通建設事業のうち、補助事業1 億2,300 万円、消費的経費700 万円余、特別会計等100 万円余、合計1 億3,100 万円余となっております。

各課別の内訳は下の表のとおりです。

2 ページは、令和5年度6月補正予算総括表です。

各課の補正額とともに、右側に財源内訳を

記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金4,300 万円余、地方債マイナス1,100 万円、その他2,400 万円余、一般財源7,500 万円余となっております。

以上が土木部の6月補正予算の状況です。

監理課は以上です。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、まず、一般会計から御説明いたします。

3 ページをお願いします。

上から2 段目の流域下水道事業会計繰出金でございますが、100 万円余の増額補正を計上しております。

これは、流域下水道事業会計への財源充当のための繰出金の増によるものでございます。

昨今の電力費高騰の影響で、流域下水道事業会計も費用が増加していますが、電力費の負担増分に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、当該交付金分の繰り出しを行うものです。

続きまして、流域下水道事業会計について御説明いたします。

4 ページの上から2 段目の熊本北部流域下水道管理費に係る管きよ費、処理場費、業務費、総係費等でございますが、2 万円余の増額補正を計上しております。

これは、電力価格高騰の影響を受けている指定管理者への支援を行うものでございます。

このほか、指定管理者への支援分として、球磨川上流流域下水道管理費で100 万円余、八代北部流域下水道管理費で40 万円余の増額補正をお願いしております。

下水環境課は以上です。

○仲田河川課長 河川課でございます。

5ページをお願いいたします。

2段目の河川等災害関連事業費でございますが、表右側の説明欄のとおり、3億8,000万円の債務負担行為を設定しています。

これは、令和2年7月豪雨により家屋等の浸水被害が発生した芦北町の佐敷川において、既存の堰を改築するものでございまして、2か年にわたる設計、施行について、一括で発注するための債務負担設定を行うものです。

河川課は以上です。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の港湾補修事業費ですが、1億2,300万円の増額補正を計上しております。

これは、国庫内示増に伴い、熊本港ほか9港におきまして、港湾施設の補修に要する経費を計上するものでございます。

港湾課は以上でございます。

○上野建築課長 建築課でございます。

7ページをお願いいたします。

2段目のくまもとアートポリス推進費でございますが、500万円余の増額補正を計上しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の収束に伴うインバウンド需要に対応するため、アートポリスを紹介する4か国語版ガイドマップ等を作成する経費でございます。

建築課は以上です。

○今福住宅課長 住宅課でございます。

9ページをお願いいたします。

第9号議案として、財産の無償譲渡についてお諮りするものです。

概要については、10ページをお願いいたします。

これは、白川沿いに建設されている熊本市の市営改良住宅、川鶴団地と本山団地の土地について、熊本市に無償で譲渡するものでございます。

昭和40年代に国が河川改修事業に着手され、工事の促進のため、当時、白川河川敷にあった不法占有物件の是正が必要であったことから、国、県、熊本市の3者で覚書を締結しております。その覚書を基に、国が不法占有物件の撤去及び改修工事を実施し、県と市が、国の所有する土地において、県営、市営改良住宅の建設とその維持管理を行いながら、3者連携して対応してまいりました。

令和2年度に入り、国による白川河川改修工事がおおむね完了したことから、覚書の趣旨を踏まえ、市営改良住宅の土地について、県が市へ無償譲渡することを前提に、国から一括して県に譲与がなされております。

このたび、市の準備が整ったことから、市営改良住宅部分の用地について、市が市営改良住宅とともに一体的に管理するために、市へ無償譲渡を行うものです。

住宅課は以上です。

○森山監理課長 監理課でございます。

11ページをお願いします。

11ページから14ページにかけては、工事請負契約の締結及び変更についてでございます。

工事請負契約の締結及び変更につきましては、第11号及び第12号の2件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものです。

まず、11ページ、議案第11号でございます。

工事名、菊池川改修附帯菰田橋架替工事。

工事内容、橋梁上部工。工事場所、玉名郡和水町。工期、令和8年2月28日まで。契約金額18億7,508万3,100円。契約の相手方は九州地方整備局。契約の方法、随意契約でございます。

九州地方整備局が施工する菊池川改修工事に伴い、県道玉名立花線の菰田橋の架け替えが必要となるため、同整備局と工事契約を締結するものです。

次に、13ページ、議案第12号でございます。

内容は、14ページで説明いたします。

工事名、第二原水工業団地企業誘致環境整備(下水)(推進その5)工事。工事内容、管路施設工。工事場所、菊池郡菊陽町。請負契約締結日、令和4年3月30日。請負業者、緒方・肥後木村建設工事共同企業体。工期、令和5年7月31日まで。変更契約金額、4億8,111万5,891円を5億4,766万9,258円に変更するもので、6,655万3,367円の増額となります。金額の変更理由は、管渠推進工における転石等の掘削に要する作業量の増に伴うものです。

監理課は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分報告及び承認については、15ページの第13号議案から20ページの第18号議案までの6件でございます。

議案の説明につきましては、21ページの概要の一覧にて説明いたします。

まず、議案番号13号です。

本件は、普通乗用車が進路前方の道路上に落ちていた石に衝突し、車底部等を損傷したものであります。被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を7割と認定し、被害額の3割に当たる13万1,460円を賠償して

おります。

次に、議案番号14号です。

本件は、大型貨物車で進行中、進行方向左側の雑木林から道路にせり出した樹木に衝突し、ルーフパネル等を損傷したものであります。被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を2割と認定し、被害額の8割に当たる17万7,584円を賠償しております。

次に、議案番号15号です。

本件は、普通乗用車が進路前方の道路上に落ちていた石に衝突し、車底部を損傷したものであります。被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を5割と認定し、被害額の5割に当たる1万3,189円を賠償しております。

次に、議案番号16号です。

本件は、普通自動二輪車を運転中、進路方向から車道側に押し出された縁石に衝突し、左フロアステップを損傷したものであります。被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を7割と認定し、被害額の3割に当たる1万1,139円を賠償しております。

次に、議案番号17号です。

本件は、軽乗用車を運転し、道路から歩道を通過して店舗の敷地に左折進入する際に、歩道と車道の間設置された歩車道境界ブロックがはね上がり、車底部マフラー等を損傷したものであります。本件は、被害者において事前に事故を予見することが困難と考えられることから、被害額の全額に当たる20万242円を賠償しております。

次に、議案番号18号です。

本件は、大型貨物車で進行中、進路方向右側ののり面から落ちてきた石が直撃し、フロントガラス等を損傷したものであります。本件は直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、被害額

の全額に当たる89万円を賠償しております。  
道路保全課は以上です。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

臨港地区内の事故に関する専決処分報告及び承認につきましては、資料23ページの第19号議案の1件でございます。

議案の説明につきましては、24ページの概要にて説明いたします。

本件は、三角港管理事務所職員が三角港2号待合所、いわゆる海のピラミッドがあるところでございますが、そこの北側にある県管理駐車場におきまして、刈払機使用により除草作業の際、小石をはね飛ばし、駐車中の軽乗用車のリアガラスを損傷したものでございます。被害者が事前に本件事故を予見することは不可能と考えられるため、損害額の全額7万1,115円を賠償しております。

港湾課は以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

25ページをお願いします。

令和4年度繰越計算書(総括表)でございます。

まず、1、繰越明許費でございますが、一般会計1件と特別会計等3件、合計で4件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は10課の合計で636億5,379万円余、(2)港湾整備事業特別会計の翌年度繰越額は4億4,442万円余、(3)臨海工業用地造成事業特別会計の翌年度繰越額は949万円余、(4)流域下水道事業会計の翌年度繰越額は3億1,630万円余、4会計合わせた翌年度繰越額は644億2,401万円余となっております。

繰越しにつきましては、昨年の建設常任委員会及び決算特別委員会におきまして、極力抑えられるよう努めることと御指摘いただいております。土木部では、毎月の事業の進捗管理や建設業界の現状の把握、あるいは不

調、不落対策などを行い、昨年度の繰越額690億円に対しまして、46億円、6.7%の減となりました。

27ページから45ページにかけて、各課別の繰越しの詳細を記載しております。個別の説明については省略させていただきますが、繰越しの主な理由は、関係機関との協議や地元調整、工法の選定、入札不調、設計変更などに不測の日数を要したものです。

26ページの2、事故繰越でございます。

一般会計1件と特別会計等1件、合計で2件の報告となります。

(1)一般会計の翌年度繰越額は、7課の合計で146億3,013万円余、(2)流域下水道事業会計の翌年度繰越額は2,550万円、2つの会計を合わせた翌年度繰越額は146億5,563万円余でございます。

47ページから58ページにかけて、各課別の詳細を記載しております。個別の説明については省略させていただきますが、事故繰越の主な案件は、令和2年7月豪雨災害復旧事業や、令和4年2月補正で御承認いただいた国土強靱化事業でございまして、入札不調や補正の時期などで令和4年度に発注したことや、工事契約時に着工日を受注者が選択できる余裕期間制度を積極的に活用したことなどが主な要因となっております。

ただいま御説明いたしました令和4年度の繰越明許費と事故繰越の繰越額の総額は790億円余となっております。昨年度の875億円余から85億円の減、9.7%の減となっております。

繰越事業はもちろん、本年度事業につきましてもしっかりと進捗管理を行いまして、引き続き、繰越額の縮小に向けて土木部全体で取り組んでまいります。

監理課は以上です。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受け

たいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○増永慎一郎委員 今繰越しと事故繰りの話がありましたけれども、コロナとか、また、令和2年の豪雨災害で不調、不落があったということで、全部見ましたけれども、いろんな事情が書いてあります。

要は、いつぐらいまでに、また災害があれば別になると思うんですけれども、今の予定で通常の繰越しとか事故繰りの状態にいつぐらいまでをめにされるのか。なかなかきちんと片づいていかないと、新規事業というか、なかなか難しいと思うので、それに対しては、いろんな請け負う会社の状態とかそういった部分もあるかと思うんですけれども、どれぐらいをめに元の状態に戻りたいとかいうのはあるんですかね。

○森山監理課長 監理課でございます。

少し私の個人的な見解になるかもしれませんが、明許繰越しでいきますと、今回、644億円の繰越額となっておりますけれども、このうち、国土強靱化の補正分が169億ございます。これは補正予算で計上したものですから、これはやむを得ないものだと考えております。

この補正分を除きますと475億になります。これは通常期が500億程度で動いておりましたので、既に戻っている状態というふうに考えております。

戻っておる状態といいましても、この補正で対応しました国土強靱化分が残っていますので、大きな数字になっておりますけれども、この国土強靱化の予算が、今回、国土強

靱化の基本法もできましたが、当初予算というふうになれば解消していくというふうに考えております。

それから、事故繰越につきましては、今回146億ありますけれども、このうち83%近くが国の補正分、あるいは災害分となっております。残りは25億円でございまして、大きくなってございますけれども、この豪雨分が、今年、来年、再来年までぐらいで片づくと思っていますので、そこが片づくのと国土強靱化予算が当初予算というふうになれば、通常分に戻ってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○増永慎一郎委員 補正とかで出れば、もう完全に繰越しとか、最悪の場合には事故繰りになると思うんですけれども、やっぱり工事の出し方とかもいろいろあると思うんですが、やっぱりその年度の予算というのはその年度内に消化していくというのが基本だろうと思うんですけれども、基準が幾らというのはなかなかないと思うので、やっぱり計画をして、その計画どおりにいくというのが一番だろうというふうに思っておりますので、なるべく繰越しとか、繰越しは仕方ないとしても、事故繰りが出ないようによろしく願いしたいというふうに思います。

いわゆる業者さんにとってみれば、年間通してある程度きちんと工事が確保できる、平準化できるというふうなメリットはあるかもしれませんが、普通の人たちの見方というのは、当年度の予算は当年度で消化してしまうというのが一般的な考えだというふうに思いますので、そういうふうな気持ちで、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○森山監理課長 監理課でございます。

実は、国の補正予算につきまして、昨年は

12月議会で提案させていただきました。その前の年は2月議会ということで、3か月早く昨年は予算を計上しましたので、3月末までに3割程度の発注をすることができました。ただ支払いは、契約はしたんですけども、支払いはなかったの、ほぼ全額を繰り越すことになりましたが、やはり先に予算を計上させていただきました、事前の早い着手につながったと思っております。本年度もよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 ほかに。

○河津修司委員 7ページのアートポリスですが、これは、インバウンドで来るお客さんに対する説明資料ということですが、この来るお客さんというのは、一般の観光客の方を対象としているのか、やっぱり何か関係者とか専門家の方々に対する説明ですか。

○上野建築課長 建築課でございます。

今回計上させていただいておりますのは、くまもとアートポリスを御説明するガイドマップということなんでございますが、こちらについては、専門家の方も一般の方も、専門家でない方も対象というふうに考えております。

以上でございます。

○河津修司委員 アートポリスで造った建物とかいろいろあるかと思うんですけども、大体どこが人気があるとかあるんですか。

○上野建築課長 建築課でございます。

人気があるというのはなかなか私としても申し上げにくいところがあるんですけども、やはり初期の頃に造った熊本北警察署、今の中央警察署ですとか、あるいは熊本駅周辺ということで、こちらは最近になりますけれども、駅周辺ですとか、そういったところ

は、やはり視察としては人気があるかと思っております。

いろいろな目的を持って視察に来られる方々もいらっしゃると思いますので、そういう意味では、非常にばらけて見ていただけているのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○河津修司委員 この予算とは関係ないんですけども、アートポリスについては、いろいろ評判もありますから、しっかり評判が上がるようにやっていただきたいと思います。

○上野建築課長 建築課でございます。

御意見ありがとうございます。

アートポリス事業につきましては、36年目を迎えて、長年、熊本県独自の事業ということでやっているものでございます。こちらについては、これからも地域の方々に愛されるような建造物を造っていくということで進めてまいりたいと思っておりますので、御指導のほうどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松村秀逸委員長 ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ないですか。

なければ、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第9号及び第11号から第19号までについて、一括して採決したいと思います。御異議はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めて、一括採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしということでございますので、よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査ということを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 それでは、そのように取り計らいます。

その他報告事項ということで、次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項1と記載のある資料をお願いいたします。

緑の流域治水の推進と五木村、相良村の振興について御報告いたします。

なお、本件につきましては、建設常任委員会のほか、総務常任委員会においても同様に御報告させていただいております。

まず、1の「緑の流域治水」の主な取組状況として、(1)新たな流水型ダム環境アセスメントの進捗状況について御報告いたします。

上段、箱囲みを御覧ください。

国において、昨年11月14日に環境影響評価方法レポートが公表され、本年4月24日には知事意見を提出いたしました。

3つ目のポツですが、今月5日には、国の流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催され、流水型ダムの大型水理模型実験の視察や

ダムの施設の検討状況等について審議されました。

今後、知事意見や委員会の意見等を踏まえ、国において、調査、予測、評価を行い、その結果等を記載した環境影響評価準備レポートが公表される予定です。

続いて、(2)「緑の流域治水」の見える化の取組についてです。

中段の箱囲みですが、本年3月、球磨川流域の地形や河川の特徴、緑の流域治水の取組内容を分かりやすく伝える動画、立体地図、パンフレットを作成いたしました。

現在、このコンテンツを活用して、球磨川流域の児童生徒への出前講座など学校現場への取組とともに、各市町村の防災会議の場を活用して、緑の流域治水の取組を発信しています。さらに、知事の定例記者会見や県政テレビを活用し、流域住民のみならず、広く県民に情報を発信しています。

引き続き、あらゆる機会を通じて、緑の流域治水に対する県民の理解を深め、さらなる取組の推進につなげてまいります。

続いて、(3)球磨川流域治水協議会についてです。

下段の箱囲みですが、今月6日に第7回球磨川流域治水協議会を開催し、流域治水プロジェクトの更新及び取組状況の報告を行いました。

資料の裏面を御覧ください。

五木村、相良村の振興について御報告いたします。

まず、(1)五木村の振興についてです。

上段の箱囲みですが、これまで国、県、五木村で新たな振興計画策定に向けて協議を重ねてまいりましたが、先月15日、新たな振興計画を国、県、村の3者で合意することができました。

報告資料の別紙、A3の資料を御覧ください。

こちらが新たな計画の概要です。

資料右側の3、計画の着実な実現に向けての1、計画の期間を御覧ください。

令和5年度から5年間で1期として、おおむね5年ごとに計画を見直すこととしています。

その下の2、迅速かつ効果的な事業の推進を御覧ください。

具体的な事業については、毎年度実施計画を策定し、協議が調ったものから着手することとしています。

資料の裏面を御覧ください。

計画の体系についてです。

「誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる“ひかり輝く”新たな五木村」を基本理念とし、4つの目指す姿と方向性を掲げ、各施策を国、県、村が一体となって推進していくこととしています。

以上が五木村の新たな振興計画の概要になります。

A4の資料にお戻りください。

資料上段、箱囲みの2つ目のポツになります。

今月4日に村民説明会を開催し、知事から五木村の振興にかける決意を伝えるとともに、新たな振興計画を村民の皆様へ説明し、御意見をお聴きしました。

県としましては、村民の皆様へ声を受け止め、村民と一緒に振興を進めていくことができるよう、新たに2名の県職員を派遣するとともに、昨日、役場内に熊本県五木村振興相談室を開設いたしました。

今後、国、県、村が一体となって村の振興に取り組んでまいります。

最後に、(2)相良村の振興についてです。

下段の箱囲みになります。

本年3月、第2回相良村振興推進会議を開催し、昨年10月から村から提案いただいた村の振興策に対する県の取組を、知事から吉松村長にお渡ししました。

5月21日は、村民説明会において、知事が

相良村の振興に対する考えをお伝えするとともに、村の振興策に向けた県の取組を説明し、村民の皆様へ御意見をお聴きしました。

今後とも、村の意向を踏まえながら、目に見える形での村の振興に取り組んでまいります。

報告は以上です。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

右上に報告事項2と書いてある資料をよろしくお願いたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づき、毎年度、水俣湾の環境調査及び水俣湾埋立地の点検、調査を実施しております。その結果を翌年度の委員会で報告しております。

資料の1ページをお願いいたします。

水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

調査項目は、(2)のとおり、令和4年度も、水質、底質、地下水及び魚介類の4項目について、水銀含有量の調査を実施しました。

調査結果は、(3)番のとおり、アの水質及び地下水について、ともに総水銀は検出されておられません。イの底質につきましても、暫定除去基準値を下回っております。ウの魚介類調査につきましても、水銀の暫定規制値を下回っております。

(4)番の今後の対応でございますが、今年度も、引き続き調査を継続する予定でございます。

裏面をお願いいたします。

水俣湾埋立地の点検、調査結果でございます。

点検調査項目は、(2)のとおり、水質調査、地盤調査、構造物の変状調査の3項目につきましても点検、調査を実施しております。

結果は、(3)番のとおり、アの埋立護岸前面海域及び埋立地内の地下水の水質について、総水銀は検出されておられません。イの地



盤について、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。ウの構造物変状につきまして、構造に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

こちらにつきましても、本年度も引き続き点検、調査を継続する予定でございます。

以上でございます。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 ないですね。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他のその他に入りますが、委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時34分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長